

概要版

福岡県
ひとり親世帯等
実態調査報告書

令和3年度

福岡県福祉労働部

はじめに

少子・高齢化の進行や核家族化、結婚等に対する価値観の多様化などにより、家庭や子どもを取り巻く環境が大きく変化中、子育てや家事と生計の維持という役割をひとりで担うひとり親家庭の方は、就業をはじめ、子どもの養育や教育、住居の問題など、日常生活全般にわたるさまざまな困りごとを抱えておられます。また、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響により取り巻く状況は特に厳しさが増しており、生計を維持しながら、懸命に頑張っておられます。

福岡県では、母子、父子及び養育者世帯の生活実態を把握し、福祉施策推進のための基礎資料とすることを目的として、「ひとり親世帯等実態調査」を5年ごとに実施しており、この度、令和3年度における実態調査を実施いたしました。

本県では、「誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる」地域社会づくりを進めるため、総合計画を策定し、ひとり親や寡婦の方に対する生活・子育て支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援に取り組んでいます。今後、本調査で得られた結果を施策に活かし、福祉施策の充実を図って参ります。

また、この報告書が、市町村等関係者の皆様をはじめ多くの方に活用され、今後の母子、父子及び養育者世帯の福祉の向上に役立つことを期待しています。

この調査の実施に当たり、御協力いただきました母子、父子及び養育者世帯の皆様をはじめ、市町村等関係各位に対し深く感謝申し上げます。

令和4年3月

福岡県福祉労働部長 後藤 和孝

目次

I. 調査の概要	1
II. 調査結果の概要	6
1. 世帯数と子どもの数の動向	6
2. 世帯の状況	9
3. ひとり親世帯等になった当時の状況	11
4. 仕事の状況	16
5. 住宅の状況	19
6. 生計の状況	20
7. 新型コロナウイルス感染症による影響について	22
8. 健康状態	23
9. 子どもの状況	24
10. 生活状況	26
11. 行政機関に対する要望	29

I. 調査の概要

1. 調査の目的

福岡県内における「母子世帯」「父子世帯」及び父母のいない子どもの「養育者世帯」の日常生活の状況や要望を把握し、今後の福祉施策の充実及びその効果的推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の方法、手順

(1) 調査対象世帯

福岡県内（北九州市、福岡市及び久留米市を除く）の「母子世帯」「父子世帯」及び「養育者世帯」

(2) 標本数

母子世帯	3,750世帯	
父子世帯	2,000世帯	
養育者世帯	490世帯	合計6,240世帯

(3) 調査方法

◆基礎調査

住民基本台帳またはこれに代わる的確な資料から各市町村は、令和3年8月1日現在で各市町村に居住する「母子世帯」「父子世帯」「養育者世帯」の推測数を把握し、母子・父子・養育者世帯の「推測世帯数調査票」を作成した。

◆標本抽出方法

市町村毎に母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の対象世帯数を「推測世帯数調査票」をもとに決定した上で、各市町村に対し「対象世帯推測名簿」の作成を依頼した。

◆実態調査

福岡県は、母子世帯、父子世帯について「対象世帯推測名簿」に記載された対象世帯へ調査票を郵送し、令和3年11月1日現在の状況を回答してもらった調査票を郵送により回収した。

養育者世帯については、高齢者と児童のみで調査票を記入できない場合も考えられることから、事前に郵送による予備調査を行い、養育者世帯かどうかの確認と調査への協力意向を把握し、後日調査票を郵送、または電話での聞き取りにより調査を行った。

(4) 調査基準日と調査期間

基礎調査：令和3年8月1日

実態調査：令和3年11月1日を基準日として、その前後に調査票の配布・回収を行った。
養育者世帯については、予備調査を10月1日から実態調査の前までに実施し、その後協力世帯に対して、11月1日の前後にかけて調査を実施した。

3. 実施主体、協力機関、実施機関、報告書の監修

実施主体	福岡県福祉労働部児童家庭課
協力機関	福岡県内市町村
実施機関	株式会社サーベイリサーチセンター九州事務所
報告書の監修	NPO法人福岡ジェンダー研究所 理事 倉富 史枝

4. 調査票の回収結果

表 I - 1 調査票の回収結果（母子世帯、父子世帯、養育者世帯）

	実数（票）		構成比（%）			養育者世帯			
	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯		実数（票）	構成比（%）		
配布	3,750	2,000	100.0	100.0	郵送による事前調査	配布	490	100.0	
回収	1,937	907	51.7	45.4		回収	288	58.8	
該当世帯	1,829	855	48.8	42.8		該当世帯	172	35.1	
調査完了	1,827	854	48.7	42.7		協力できる	153	31.2	
記入不完全	2	1	0.1	0.1		協力できない	19	3.9	
非該当世帯	108	52	2.9	2.6		非該当世帯	116	23.7	
宛先不明	14	1	0.4	0.1		宛先不明	4	0.8	
未回収	1,799	1,092	48.0	54.6		未回収	198	40.4	
						郵送・電話調査	配布	153	100.0
							回収	128	83.7
					記入不完全		1	0.7	
					未回収		24	15.7	

5. 調査結果による調査対象世帯数と出現率の推計

福岡県における調査対象世帯数は、調査結果から「母子世帯」31,656世帯、「父子世帯」3,985世帯、「養育者世帯」294世帯と推計される。

表 I - 2 調査結果による調査対象世帯数と出現率の推計

	総世帯数	母子世帯		父子世帯		養育者世帯		
		推計世帯数	出現率（%）	推計世帯数	出現率（%）	推計世帯数	出現率（%）	
計	1,038,622	31,656	3.05	3,985	0.38	294	0.03	
市郡別	市部	765,482	23,100	3.02	2,899	0.38	187	0.02
	郡部	273,140	8,556	3.13	1,086	0.40	107	0.04
生活圏別	福岡	475,195	12,990	2.73	1,591	0.33	83	0.02
	筑後	211,378	6,050	2.86	777	0.37	49	0.02
	筑豊	202,103	7,813	3.87	907	0.45	104	0.05
	北九州	149,946	4,803	3.20	710	0.47	58	0.04
参考	政令市・中核市含む	2,455,822	68,025	2.77	8,087	0.33	-	-
	北九州市	436,956	13,897	3.18	1,782	0.41	-	-
	福岡市	841,819	19,613	2.33	1,862	0.22	-	-
	久留米市	138,425	2,859	2.07	458	0.33	-	-

※総世帯数は、令和3年11月1日現在の世帯数による。（県調査統計課）ただし北九州市、福岡市は市提供資料による。
 ※出現率は、各市町村から提出された母子世帯、父子世帯、養育者世帯の推計世帯数をもとに、調査回収結果から推計したものである。

6. 集計結果利用上の注意

- (1)本調査は、郵送法あるいは電話調査のいずれかで実施しているが、個人情報保護のため、調査票は無記名で行った。このため回答間で矛盾が認められる場合があるが、回答内容を尊重し、論理的な矛盾を正すための修正は行っていない。
- (2)集計・分析の対象とした標本数は母子世帯が1,827、父子世帯が854、養育者世帯が128となっている。
- (3)集計結果は原則として標本数を基数にした百分比（%）で表示している。それ以外の場合はそれぞれ単位を明記している。
- (4)端数処理をしていないので、推計値、構成比などの表面上の計が若干合わないことがある。
- (5)「-」は調査項目にあるが該当する数値のないもの、「0.0」は単位未満のもの、「*」または「…」は調査項目にないものを示している。
- (6)図中に示す「N」は、比率算出上の基数となる標本数を示している。
- (7)文中の選択肢の表記は「 」で行い、二つ以上合計した場合は『 』とした。

7. 調査対象世帯の定義

(1) 母子世帯

夫と死別又は離婚並びに婚姻によらないで母となり、現在も婚姻をしていない方で、20歳未満の子どもの扶養している世帯とした。また、下記の条件を満たせば母子世帯としている。

- ① 夫の生死が明らかでない方
- ② 夫から遺棄されている方
- ③ 夫が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- ④ 夫が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方
- ⑤ 夫が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方

(2) 父子世帯

妻と死別又は離婚並びに婚姻によらないで父となり、現在も婚姻をしていない方で、20歳未満の子どもの扶養している世帯とした。また、下記の条件を満たせば父子世帯としている。

- ① 妻の生死が明らかでない方
- ② 妻から遺棄されている方
- ③ 妻が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- ④ 妻が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方
- ⑤ 妻が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方

(3) 養育者世帯

20歳未満で、父母のない（両親ともいない）子どもと、その扶養者で構成されている世帯、または父母のない子どものみの世帯とした。また、下記の条件を満たせば父母のない子どもとしている。

- ① 父母の生死が明らかでない方
- ② 父母から遺棄されている方
- ③ 父母が精神または身体の障害により、長期にわたって労働能力を失っている方
- ④ 父母が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方

8. 地域区分

この調査では、福岡県内57市町村（政令市である北九州市、福岡市及び中核市である久留米市を除く）を市郡別と生活圏別によって地域別に集計を行っている。

表 I - 3 各生活圏に含まれている市町村の一覧

1. 福岡生活圏（10市、8町、1村）	
【市 部】	筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川市
【郡 部】	糟屋郡（宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町） 朝倉郡（筑前町、東峰村）
2. 筑後生活圏（8市、3町）	
【市 部】	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市
【郡 部】	三井郡（大刀洗町） 三潞郡（大木町） 八女郡（広川町）
3. 筑豊生活圏（5市、9町、1村）	
【市 部】	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市
【郡 部】	鞍手郡（小竹町、鞍手町） 嘉穂郡（桂川町） 田川郡（香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村）
4. 北九州生活圏（3市、9町）	
【市 部】	行橋市、豊前市、中間市
【郡 部】	遠賀郡（芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町） 京都郡（苅田町、みやこ町） 築上郡（吉富町、上毛町、築上町）

1. 世帯数と子どもの数の動向

(1) 世帯数の動向

福岡県（北九州市、福岡市及び久留米市を除く）の令和3年11月1日のひとり親世帯等の世帯数は、母子世帯が31,656世帯、父子世帯が3,985世帯、養育者世帯が294世帯と推測され、合わせて35,935世帯である。

福岡県の総世帯数（1,038,622世帯）に占める割合（出現率）は、母子世帯が3.05%、父子世帯が0.38%、養育者世帯が0.03%であり、合わせて3.46%となっている。

前回の平成28年調査結果と比較すると、母子世帯の世帯数は平成28年から2,318世帯減少し、増減率は-6.8%となっている。

父子世帯は平成28年の5,025世帯から1,040世帯の減少、増減率は-20.7%となっている。

養育者世帯は、平成28年から185世帯減少し、増減率は-38.6%となっている。

表Ⅱ-1 ひとり親世帯等の世帯数と出現率

	総計		母子世帯		父子世帯		養育者世帯	
	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)
令和3年	35,935	3.46	31,656	3.05	3,985	0.38	294	0.03
平成28年	39,478	3.96	33,974	3.41	5,025	0.50	479	0.05
増減数(世帯)	-3,543	—	-2,318	—	-1,040	—	-185	—
増減率(%)	-9.0	—	-6.8	—	-20.7	—	-38.6	—

※出現率は、市町村から提出された母子世帯、父子世帯、養育者世帯の推測世帯数をもとに、調査回収結果から推計したものである。

【参考】(母子世帯・父子世帯に久留米市分を含む場合)

	総計		母子世帯		父子世帯		養育者世帯	
	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)	世帯数	出現率(%)
令和3年	39,252	3.33	34,515	2.93	4,443	0.38	294	0.03
平成28年	43,235	3.84	37,230	3.30	5,526	0.49	479	0.05
平成23年	44,525	4.46	39,025	3.91	4,969	0.51	531	0.06
平成18年	41,884	4.33	35,265	3.65	5,848	0.60	771	0.08
平成13年	37,065	4.02	30,476	3.31	5,905	0.64	684	0.07
平成8年	31,350	3.62	25,210	2.91	5,480	0.63	660	0.08

※平成18年調査までは福岡県に久留米市分が含まれていたため、比較として平成23年、平成28年、令和3年調査結果に久留米市分を含めた数値を掲載する。

※久留米市調査では、養育者世帯を対象としていないため、平成23年、平成28年、令和3年の養育者世帯は久留米市分を含まない数値である。

(2) 理由別世帯数の動向

理由別の世帯数をみると、母子世帯は離婚などの「生別」によるものが29,408世帯で、母子世帯の92.9%を占めており、高い割合となっている。

前回の平成28年調査と比較すると、母子世帯で「死別」が40世帯増加し、「生別」が2,543世帯減少している。

父子世帯でも離婚などの「生別」が3,131世帯、78.6%と大部分を占めているものの、母子世帯に比べて「死別」(733世帯、18.4%)が高いことが特徴である。

表Ⅱ-2 母子世帯、父子世帯の理由別世帯数

	母子世帯				父子世帯			
	総数	死別	生別	不明	総数	死別	生別	不明
令和3年 (構成比)	31,656 100.0	1,456 4.6	29,408 92.9	792 2.5	3,985 100.0	733 18.4	3,131 78.6	121 3.0
平成28年 (構成比)	33,974 100.0	1,416 4.2	31,951 94.0	607 1.8	5,025 100.0	794 15.8	3,954 78.7	277 5.5
増減数(世帯)	-2,318	40	-2,543	185	-1,040	-61	-823	-156
増減率(%)	-6.8	2.8	-8.0	30.5	-20.7	-7.7	-20.8	-56.3

【参考】(母子世帯・父子世帯に久留米市分を含む場合)

	母子世帯				父子世帯			
	総数	死別	生別	不明	総数	死別	生別	不明
令和3年 (構成比)	34,515 100.0	1,750 5.1	31,889 92.4	876 2.5	4,443 100.0	845 19.0	3,466 78.0	132 3.0
平成28年 (構成比)	37,230 100.0	2,094 5.6	34,424 92.5	712 1.9	5,526 100.0	898 16.2	4,336 78.5	292 5.3
平成23年 (構成比)	39,025 100.0	3,750 9.6	34,744 89.0	531 1.4	4,969 100.0	860 17.3	4,070 81.9	39 0.8
平成18年 (構成比)	35,265 100.0	4,990 14.2	29,817 84.6	458 1.3	5,848 100.0	1,192 20.4	4,572 78.2	84 1.4
平成13年 (構成比)	30,476 100.0	4,543 14.9	25,688 84.3	245 0.8	5,905 100.0	1,662 28.1	4,163 70.5	80 1.4
平成8年 (構成比)	25,210 100.0	4,490 17.8	20,140 79.9	580 2.3	5,480 100.0	1,760 32.1	3,600 65.7	120 2.2

※平成18年調査までは福岡県に久留米市分が含まれていたため、比較として平成23年、平成28年、令和3年調査結果に久留米市分を含めた数値を掲載する。

(3) 子どもの数

ひとり親世帯等の20歳未満の子どもの数は、母子世帯が49,760人、父子世帯が6,221人、養育者世帯が365人、合わせて56,346人と推測される。

就学状況別にみると、母子世帯、父子世帯とも子どもの年齢とともに出現率も上昇しており、最も出現率が高いのは母子世帯における義務教育終了後の出現率（18.44%）である。

推計世帯1世帯当たりの子どもの数は、母子世帯が1.57人、父子世帯が1.56人、養育者世帯が1.25人となっている。

表II-3 ひとり親世帯等の子ども（20歳未満）の数と出現率

	総計		母子世帯		父子世帯		養育者世帯	
	人員(人)	出現率(%)	人員(人)	出現率(%)	人員(人)	出現率(%)	人員(人)	出現率(%)
計	56,346	13.56	49,760	11.98	6,221	1.50	365	0.09
未就学児	7,242	5.44	6,774	5.09	450	0.34	18	0.01
小学生	18,208	13.98	16,333	12.54	1,796	1.38	79	0.06
中学生	12,152	18.93	10,446	16.28	1,601	2.49	105	0.16
義務教育後	18,744	21.33	16,207	18.44	2,374	2.70	163	0.19

【参考】(母子世帯・父子世帯に久留米市分を含む場合)

	総計		母子世帯		父子世帯	
	人員(人)	出現率(%)	人員(人)	出現率(%)	人員(人)	出現率(%)
計	60,703	13.00	53,807	11.53	6,896	1.48
未就学児	7,425	4.95	6,937	4.63	488	0.33
小学生	19,475	13.18	17,464	11.82	2,011	1.36
中学生	13,199	18.09	11,493	15.76	1,706	2.34
義務教育後	20,604	21.43	17,913	18.63	2,691	2.80

※出現率算定の基礎となる児童・生徒数は、令和3年5月1日現在。(県教育委員会)
 ※児童・生徒数以外の子どもの数は、令和3年5月1日現在の推計人口。(県調査統計課)
 ※養育者世帯は、久留米市調査では対象外としているため、久留米市を含む場合には表示していない。

2. 世帯の状況

(1) 母親、父親、養育者の年齢

母子世帯の母親の年齢は「40～44歳」(24.7%)、「45～49歳」(23.6%)、「35～39歳」(20.8%)がそれぞれ2割台を占め、父子世帯の父親の年齢は、「45～49歳」(24.9%)、「40～44歳」(21.0%)、「50～54歳」(17.6%)が2割前後を占めている。母子世帯の方が、父子世帯より40歳未満の年齢層の比率が高い。養育者世帯では60歳以上(75.9%)が7割以上を占める。

表II-4 母親、父親、養育者の年齢 (%)

	標本数	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	無回答
		母子世帯	1,827	0.1	1.3	4.0	10.6	20.8	24.7	23.6	9.9	
父子世帯	854	—	0.6	2.8	5.0	13.5	21.0	24.9	17.6	7.8	5.3	1.5
養育者世帯	128	—	—	—	0.8	—	3.9	—	15.6	—	75.9	3.9

※養育者の60歳以上：「60～64歳」、「65～69歳」、「70～74歳」、「75～79歳」、「80歳以上」を合わせた数値

(2) 世帯人員

世帯人員は、母子世帯、父子世帯、養育者世帯とも「3人」が最も高くなっている。

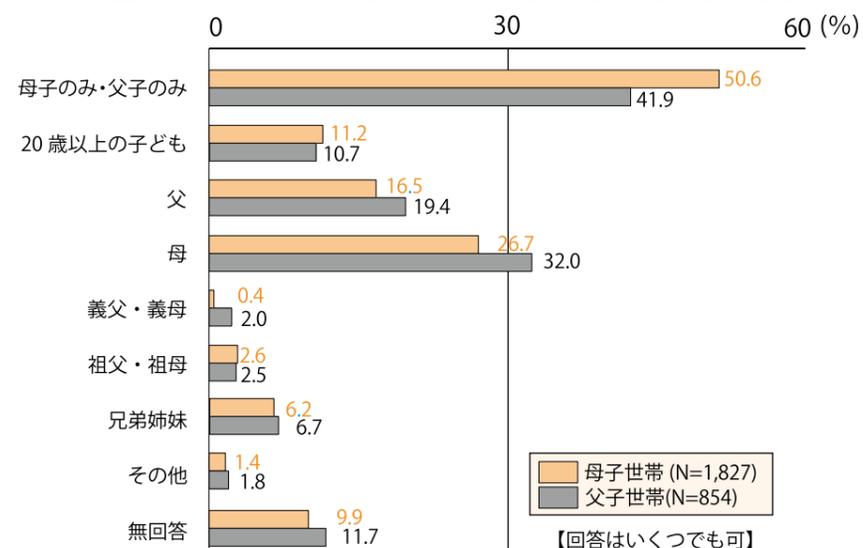
表II-5 世帯人員 (%)

	標本数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上	無回答	平均(人)
		母子世帯	1,827	29.2	31.9	20.6	9.0	3.1		
父子世帯	854	27.3	28.7	22.7	9.0	4.0	1.4	1.3	5.6	3.4
養育者世帯	128	21.1	38.3	22.7	9.4	3.1	1.6	—	3.9	3.4

(3) 同居家族

回答者であるひとり親の同居家族をみると、母子世帯では20歳未満の子どものみの世帯は50.6%で、母子世帯の半数を占めており、また父子世帯では41.9%となっている。他の同居家族としては、回答者からみて「母」（子どもからみて祖母）が母子世帯で26.7%、父子世帯で32.0%と高くなっている。

図Ⅱ-1 同居家族【複数回答、続柄は回答者からみたもの】



※母子のみ・父子のみ：回答者と20歳未満の子どものみ

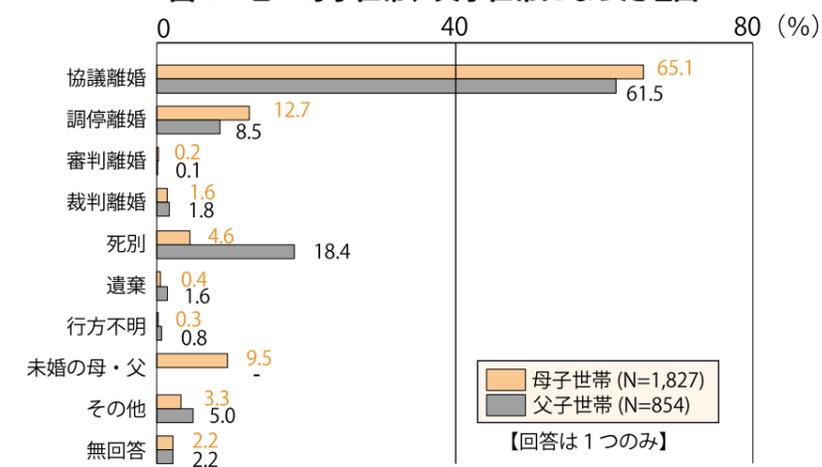
※20歳以上の子ども：20歳未満の子どもの他に20歳以上の子どもが同居

3. ひとり親世帯等になった当時の状況

(1) 母子世帯、父子世帯になった理由

母子世帯、父子世帯となった理由は、母子世帯、父子世帯ともに『離婚』（「協議離婚」、「調停離婚」、「審判離婚」、「裁判離婚」の合計）が最も高く、母子世帯で79.6%、父子世帯で71.9%となっている。母子世帯に比べると父子世帯では「死別」（18.4%）が高い。また、母子世帯では「未婚の母」が9.5%となっている。

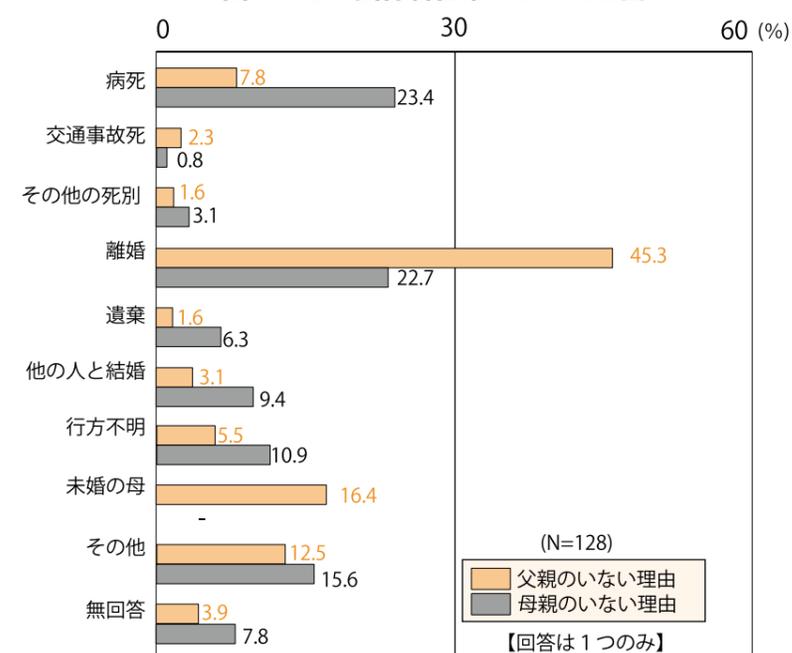
図Ⅱ-2 母子世帯、父子世帯になった理由



(2) 養育者世帯になった理由

養育者世帯で子どもの父親がいない理由は「離婚」が45.3%で最も高い。母親のいない理由では「病死」（23.4%）、「離婚」（22.7%）が高くなっているが、父親のいない理由に比べて、これら以外の項目も高く、多様な理由があげられている。

図Ⅱ-3 養育者世帯になった理由

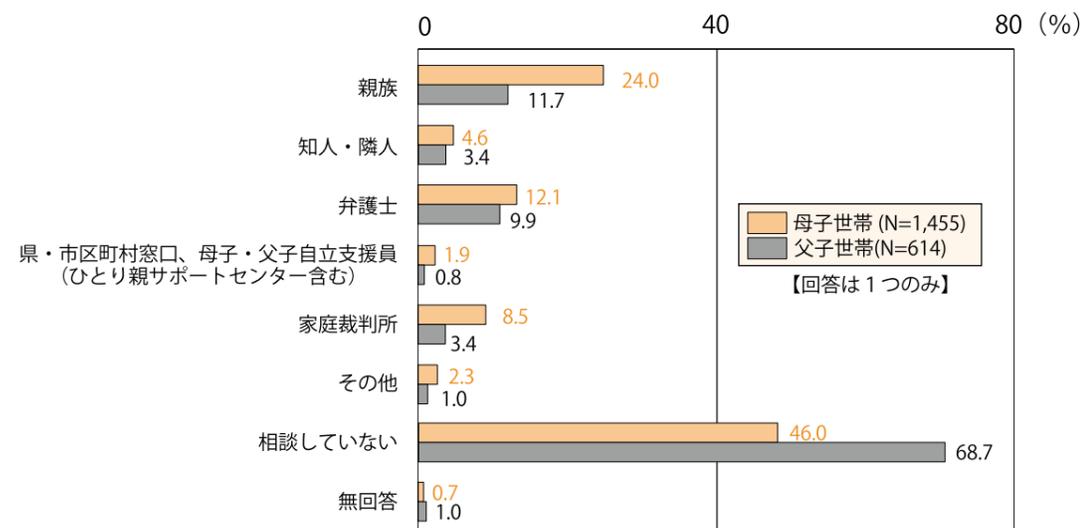


(3) 離婚した元配偶者との子どもの養育費の取り決めや受給状況

(ア) 養育費についての相談相手

離婚の際またはその後、子どもの養育費のことを誰にも相談していない割合は高く、母子世帯で46.0%、父子世帯では68.7%にのぼる。また、相談した場合の相談相手としては、母子世帯、父子世帯ともに「親族」が最も高く、次いで「弁護士」が多い。

図Ⅱ-4 養育費についての相談相手

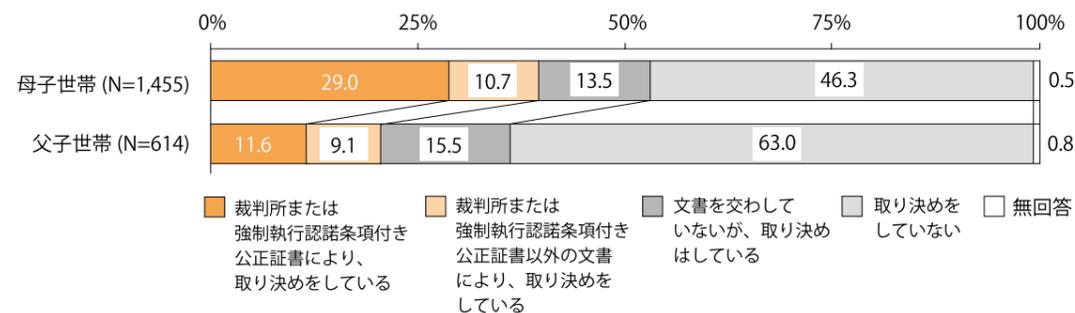


(イ) 養育費の取り決め

離婚した元配偶者との間での養育費の取り決めについては、母子世帯では「裁判所または強制執行認諾条項付き公正証書により、取り決めをしている」(29.0%)、「裁判所または強制執行認諾条項付き公正証書以外の文書により、取り決めをしている」(10.7%)、「文書を交わしていないが、取り決めはしている」(13.5%)を合わせた『取り決めをしている』(53.2%)が5割以上となっており、前回調査(平成28年)と比較すると、9.2ポイント増加している。

父子世帯では『取り決めをしている』が36.2%となっており、前回調査(平成28年)と比較すると、12.7ポイント増加している。

図Ⅱ-5 養育費の取り決め

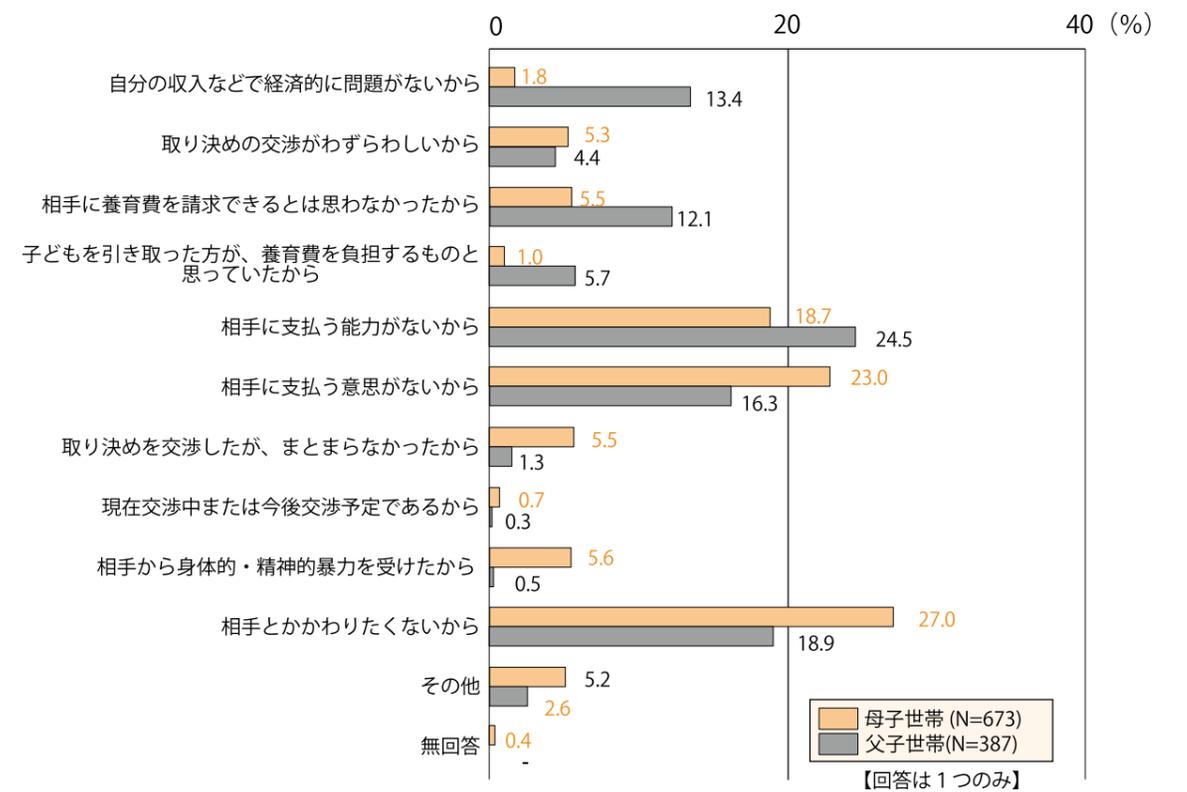


(ウ) 養育費の取り決めをしていない理由

養育費の取り決めをしていない場合の理由は、母子世帯では「相手とかかわりたくないから」(27.0%)が最も高く、次いで「相手に支払う意思がないから」(23.0%)、「相手に支払う能力がないから」(18.7%)となっている。

父子世帯では「相手に支払う能力がないから」(24.5%)が最も高くなっており、次いで「相手とかかわりたくないから」(18.9%)、「相手に支払う意思がないから」(16.3%)となっている。

図Ⅱ-6 養育費の取り決めをしていない理由



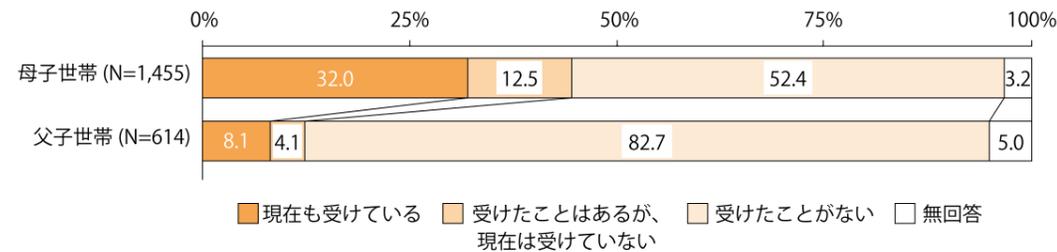
(工) 養育費の受給状況

現在の養育費の受給状況については、母子世帯では「現在も受けている」が32.0%となっており、前回調査（平成28年）と比較すると、8.2ポイント増加している。また、「受けたことがない」は52.4%と半数を超えている。

父子世帯では「現在も受けている」が8.1%となっており、前回調査（平成28年）と比較すると、4.8ポイント増加している。また、「受けたことがない」は82.7%となっている。

養育費について取り決めをしている割合（母子世帯53.2%、父子世帯36.2%）からみると、実際の受給経験は母子世帯、父子世帯とも依然として低く、取り決め通りに養育費が支払われていない場合があることがうかがえる。

図Ⅱ-7 養育費の受給状況

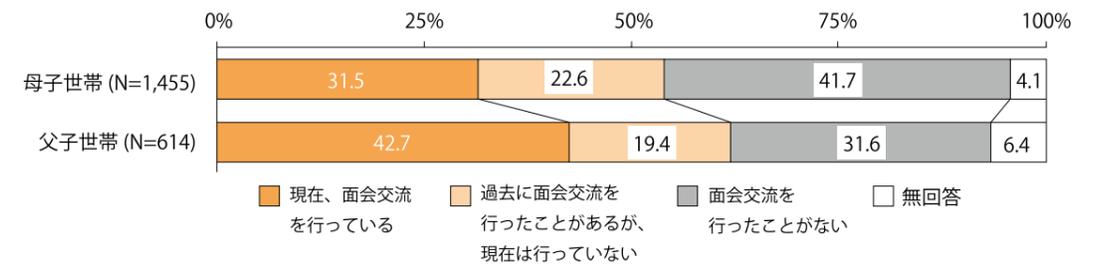


(イ) 面会交流の実施状況

面会交流の実施状況については、「現在、面会交流を行っている」が母子世帯では31.5%となっており、前回調査（平成28年）と比較すると、2.7ポイント増加している。また「面会交流を行ったことがない」は41.7%と4割以上となっている。

父子世帯では「現在、面会交流を行っている」が42.7%となっており、前回調査（平成28年）と比較すると、4.7ポイント増加している。また、「面会交流を行ったことがない」は31.6%となっている。

図Ⅱ-9 面会交流の実施状況



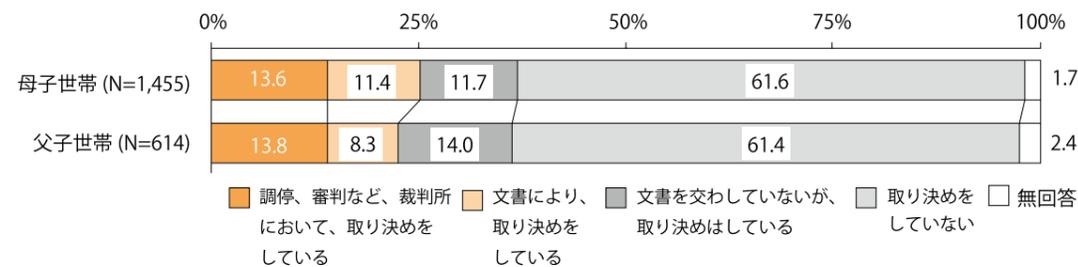
(4) 離婚した元配偶者との面会交流の取り決めや実施状況

(ア) 面会交流の取り決め

離婚した元配偶者との面会交流の取り決めについては、母子世帯では「調停、審判など、裁判所において、取り決めをしている」(13.6%)、「文書により、取り決めをしている」(11.4%)、「文書を交わしていないが、取り決めはしている」(11.7%)を合わせた『取り決めをしている』が36.7%となっており、前回調査（平成28年）と比較すると、6.8ポイント増加している。

父子世帯では『取り決めをしている』が36.1%となっており、前回調査（平成28年）と比較すると、8.5ポイント増加している。

図Ⅱ-8 面会交流の取り決め

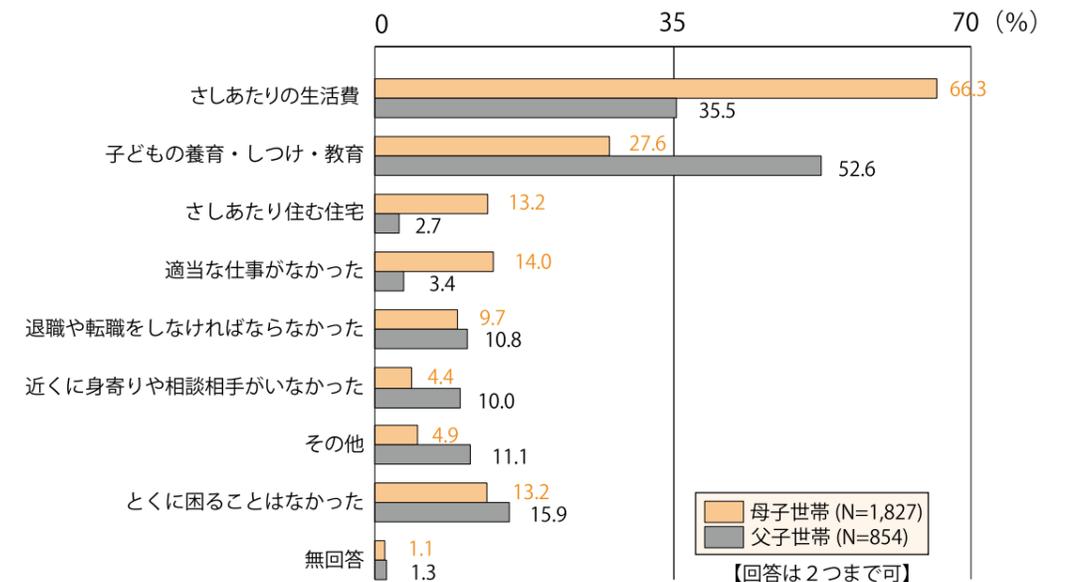


(5) 母子世帯、父子世帯になった当時困ったこと

母子世帯、父子世帯になった当時困ったことでは、母子世帯では「さしあたりの生活費」(66.3%)が最も高くなっており、他には「子どもの養育・しつけ・教育」が27.6%、「適当な仕事になかった」が14.0%となっている。

父子世帯では「子どもの養育・しつけ・教育」(52.6%)が最も高くなっており、他には「さしあたりの生活費」が35.5%、「退職や転職をしなければならなかった」が10.8%となっている。

図Ⅱ-10 母子世帯、父子世帯になった当時困ったこと [複数回答]



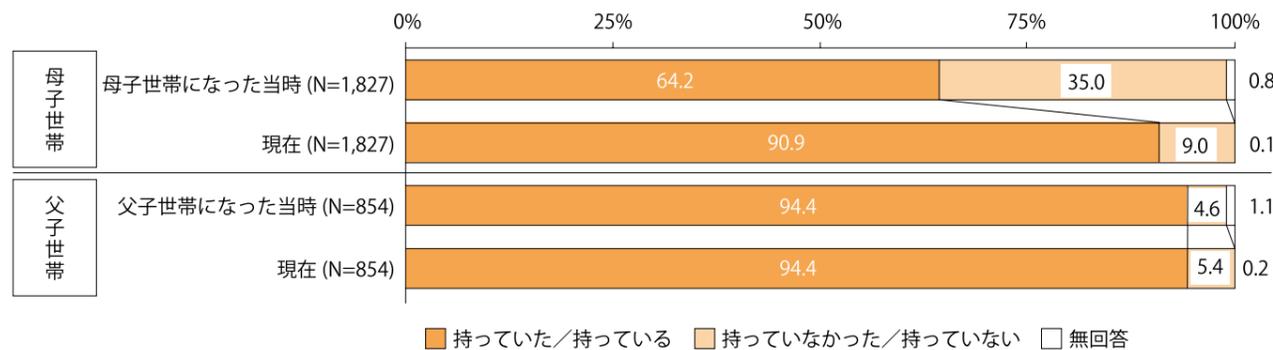
4. 仕事の状況

(1) 仕事の有無と就業状況

(ア) 仕事の有無

母子世帯、父子世帯になった当時、就業していた割合は、母子世帯が64.2%、父子世帯が94.4%、現在就業している割合は、母子世帯が90.9%、父子世帯が94.4%である。母子世帯では、母子世帯になってからの就業率が高くなっている。

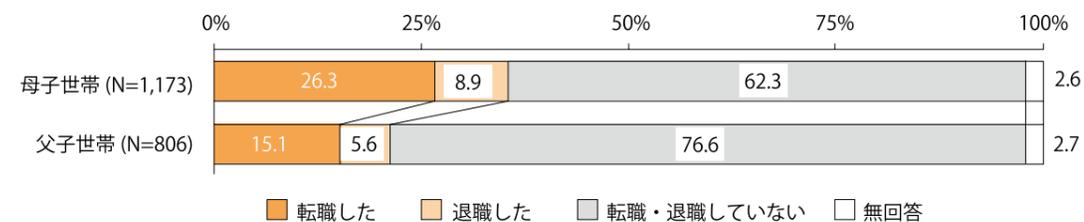
図II-11 当時の仕事の有無と現在の就業状況



(イ) 転職・退職経験の有無

母子世帯、父子世帯になったことによる転職・退職の経験をみると、「転職した」は母子世帯(26.3%)の方が父子世帯(15.1%)より11.2ポイント高くなっている。母子世帯では「退職した」(8.9%)と合わせると、35.2%が転職または退職を経験している。

図II-12 転職・退職経験の有無

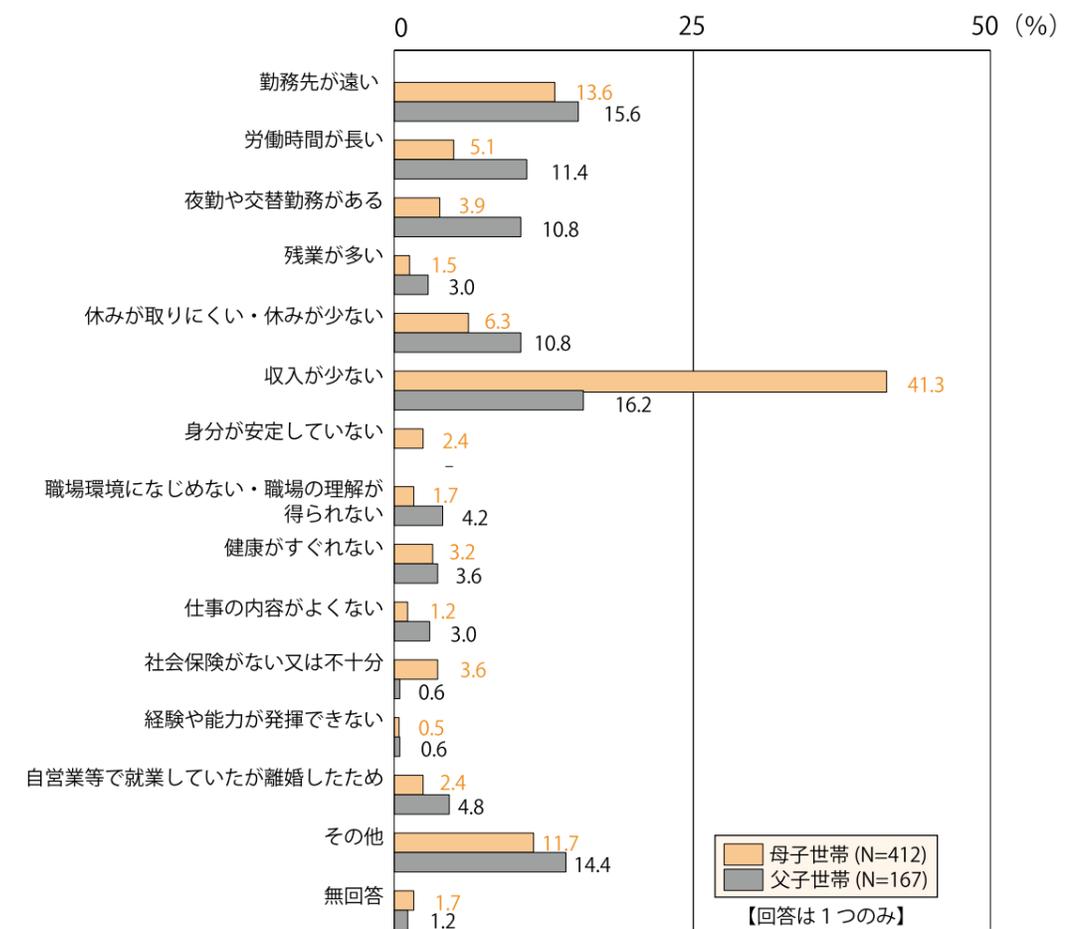


(ウ) 転職・退職の理由

転職した又は退職した理由は、母子世帯では「収入が少ない」が41.3%を占め、次いで「勤務先が遠い」が13.6%となっている。

父子世帯では「収入が少ない」(16.2%)が、母子世帯と同様に最も高く、これに「勤務先が遠い」(15.6%)が続ぎ、そのほか「労働時間が長い」(11.4%)、「夜勤や交替勤務がある」(10.8%)、「休みが取りにくい・休みが少ない」(10.8%)などとなっており、幅広い理由があることがうかがえる。

図II-13 転職・退職の理由



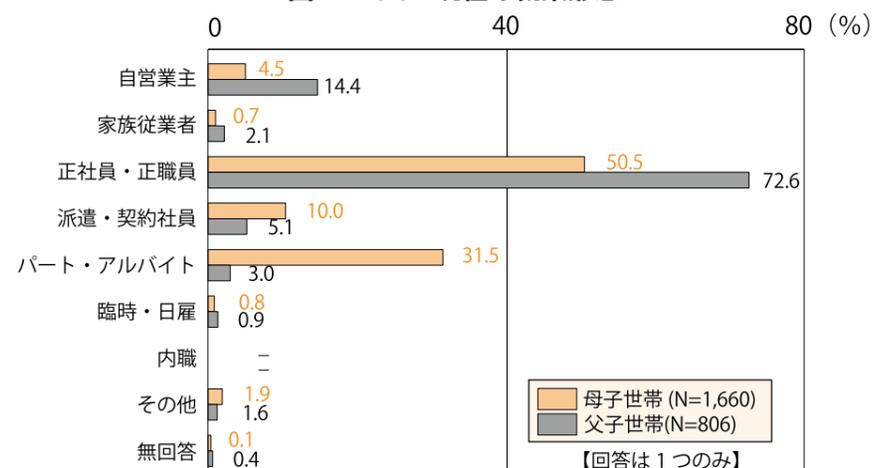
(2) 現在の就業形態

現在就業している人の就業形態は、母子世帯では「正社員・正職員」が50.5%となっており、前回調査(平成28年)と比較すると5.8ポイント増加しているが、一方、「パート・アルバイト」(31.5%)、「派遣・契約社員」(10.0%)、「臨時・日雇」(0.8%)を合わせた非正規雇用による就業が4割を超えている。

父子世帯では、「正社員・正職員」(72.6%)が最も多く、次いで「自営業主」(14.4%)であり、非正規雇用による就業は1割弱となっている。前回調査(平成28年)と比較すると、「正社員・正職員」が4.2ポイント増加している。

母子世帯の方が父子世帯より非正規雇用による就業が高く、「正社員・正職員」が低くなっている。

図Ⅱ-14 現在の就業形態



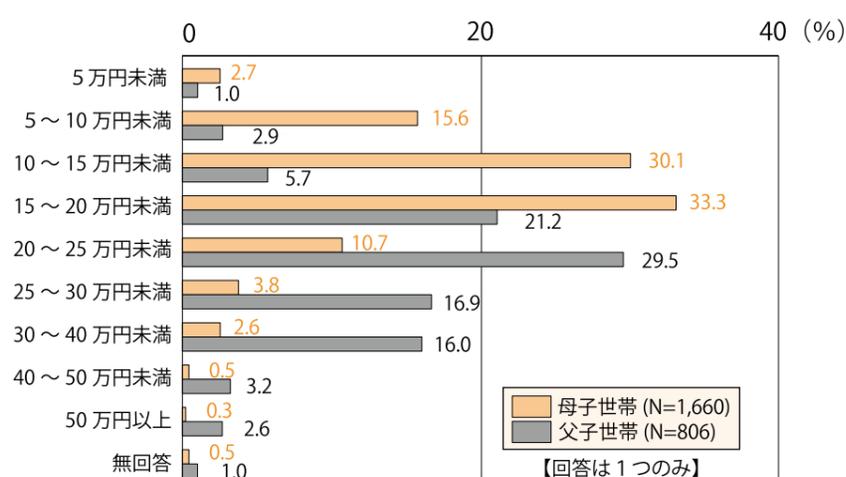
(3) 仕事による収入(手取り額)

仕事による1か月の収入(手取り額)は、母子世帯では「15～20万円未満」(33.3%)が最も高く、次いで「10～15万円未満」(30.1%)、「5～10万円未満」(15.6%)となっており、『15万円未満』が48.4%を占めている。前回調査(平成28年)では15万円未満が57.2%で、今回は8.8ポイント減少し、「15～20万円未満」が7.7ポイント増加している。

父子世帯では「20～25万円未満」(29.5%)が最も高く、次いで「15～20万円未満」(21.2%)、「25～30万円未満」(16.9%)となっている。また、『15万円未満』は9.6%であり、前回調査(平成28年)の13.5%と比べ3.9ポイント低下している。

平均額は、母子世帯が15.7万円、父子世帯が24.8万円となっており、前回調査(平成28年)と比較するとどちらの世帯も1.2万円増加している。

図Ⅱ-15 仕事による1か月の収入(手取り額)



※収入の平均額は「5万円未満」は2.5万円、「5～10万円未満」は7.5万円など、それぞれ中間値をとり、「50万円以上」は60万円とし、無回答を除いた標本数で算出した。

5. 住宅の状況

現在住んでいる住居形態は、母子世帯では「民間借家・アパートなど」(38.6%)が最も高く、以下「家族名義の持ち家」(27.7%)、「県営住宅・市町村営住宅」(15.1%)、「自分名義の持ち家」(12.9%)と続いている。

父子世帯では、「自分名義の持ち家」が36.7%で最も高く、「家族名義の持ち家」(28.1%)と合わせた『持ち家』が64.8%と6割強を占めている。「民間借家・アパートなど」(24.0%)と「県営住宅・市町村営住宅」(5.4%)は、母子世帯よりも低くなっている。

養育者世帯では、『持ち家』が60.2%と6割を占めており、「民間借家・アパートなど」(25.0%)、「県営住宅・市町村営住宅」(12.5%)となっている。

母子世帯になった理由別にみると、死別では『持ち家』が59.5%と最も高く、離婚では「民間借家・アパートなど」が40.4%で最も高くなっている。父子世帯になった理由別でみると、『持ち家』は死別では67.5%、離婚では66.6%で、大きな差はみられない。

『借家』について1か月の家賃平均額をみると、母子世帯では約4万3,000円、父子世帯では約4万8,000円となっている。前回調査(平成28年)と比較すると、母子世帯では約4,000円、父子世帯では約1,000円上昇している。

表Ⅱ-6 住居形態

世帯	理由別	標本数	持ち家計			借家計	その他					無回答	
			自分名義の持ち家	家族名義の持ち家	持家計		親せきなどの家に同居	市町村営住宅	県営住宅・公社の賃貸住宅	UR(旧公団)・アパートなど	民間借家・社宅・寮・官舎・公舎		母子生活支援施設(母子寮)
母子世帯		1,827	12.9	27.7	55.9	0.7	15.1	1.0	38.6	0.4	0.1	2.5	1.1
理由別	死別	84	33.3	26.2	34.5	2.4	10.7	-	20.2	1.2	-	1.2	4.8
	離婚	1,455	11.8	28.4	56.5	0.6	14.0	1.1	40.4	0.3	0.1	2.5	0.8
	その他の生別	247	10.5	24.3	61.1	0.8	23.1	0.8	36.0	0.4	-	2.4	1.6
	無回答	41	22.0	26.8	43.9	-	14.6	-	29.3	-	-	4.9	2.4
父子世帯		854	36.7	28.1	32.9	0.2	5.4	0.8	24.0	2.5	...	0.8	1.5
理由別	死別	157	42.7	24.8	28.6	-	0.6	0.6	22.9	4.5	...	0.6	3.2
	離婚	614	36.5	30.1	31.5	-	6.2	0.5	22.8	2.0	...	0.8	1.1
	その他の生別	64	26.6	17.2	54.6	3.1	10.9	3.1	34.4	3.1	...	1.6	-
	無回答	19	26.3	26.3	42.1	-	-	5.3	36.8	-	...	-	5.3
養育者世帯		128	38.3	...	12.5	0.8	25.0	-	...	1.6	-

6. 生計の状況

(1) 主たる収入源

世帯の生計を支える主な収入源は、母子世帯、父子世帯とも「自分の主な仕事による収入」が最も高く、母子世帯で85.6%、父子世帯で91.8%となっている。養育者世帯は「年金」(46.1%)が最も高く、次いで「主な仕事による収入」(34.4%)となっている。

表Ⅱ-7 主たる収入源

	標本数	自分の主な仕事による収入	子どもや家族の仕事による収入	生活保護	年金 (遺族基礎年金など)	慰謝料・養育費など	家賃・地代・利子・配当・財産など	その他	無回答
母子世帯	1,827	85.6	2.9	3.7	2.6	1.3	...	3.2	0.7
父子世帯	854	91.8	2.0	1.6	1.6	-	...	2.6	0.4
養育者世帯	128	34.4	...	13.3	46.1	...	1.6	4.7	-

(2) 従たる収入源

従たる収入源は、母子世帯、父子世帯ともに「児童扶養手当」が最も高く、母子世帯の75.7%に対して、父子世帯では46.7%と、母子世帯の方が29.0ポイント高い。

表Ⅱ-8 従たる収入源

	標本数	児童扶養手当	自分の仕事による収入	自分の副業による収入	子どもや家族の仕事による収入	生活保護	年金 (遺族基礎年金など)	慰謝料・養育費など	家賃・地代・利子・配当・財産など	その他	ほかに収入はない	無回答
母子世帯	1,827	75.7	20.6	4.2	6.8	3.5	4.0	17.5	...	4.5	9.3	2.4
父子世帯	854	46.7	15.9	4.1	5.3	0.9	12.4	2.5	...	4.2	27.5	4.6
養育者世帯	128	...	25.0	5.5	...	7.8	29.7	...	3.1	6.3	30.5	7.0

(3) 世帯の年間税込み収入

世帯の年間税込み収入の平均額は、母子世帯が276万円、父子世帯が469万円、養育者世帯は283万円となっている。前回調査(平成28年)と比較すると、母子世帯では35万円、父子世帯では65万円、養育者世帯では11万円増加している。

税込み年収が『200万円未満』は、母子世帯が35.5%、父子世帯が9.4%、養育者世帯が36.8%となっている。

表Ⅱ-9 世帯の年間税込み収入

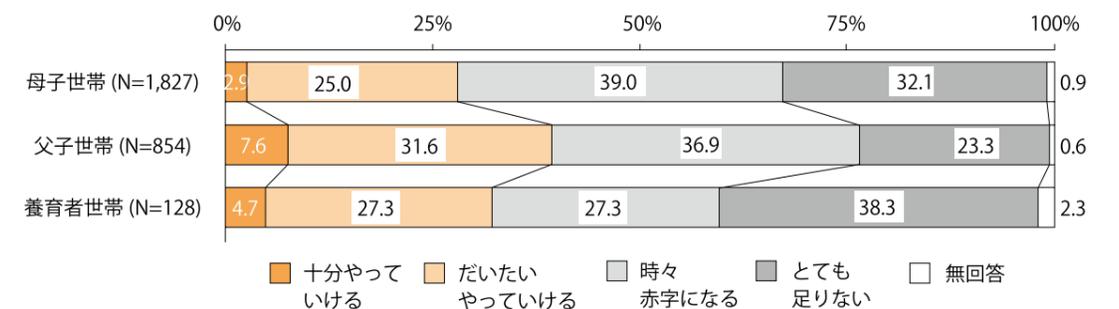
	標本数	150万円未満	150万円～200万円未満	200万円～300万円未満	300万円～400万円未満	400万円～500万円未満	500万円～700万円未満	700万円～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答	平均(万円)
母子世帯	1,827	17.0	18.5	26.2	18.6	7.8	5.5	1.6	0.6	4.2	276
父子世帯	854	4.8	4.6	13.2	21.8	19.1	17.7	11.2	3.4	4.2	469
養育者世帯	128	18.0	18.8	21.1	14.8	6.3	4.7	3.9	0.8	11.7	283

(4) 家計の状態

家計の状態では、「時々赤字になる」「とても足りない」を合わせた割合は、母子世帯が71.1%、父子世帯が60.2%、養育者世帯が65.6%となっている。

母子世帯では「とても足りない」が32.1%を占め、養育者世帯でも38.3%となっており、生計が逼迫していると感じている人が多い。

図Ⅱ-16 家計の状態

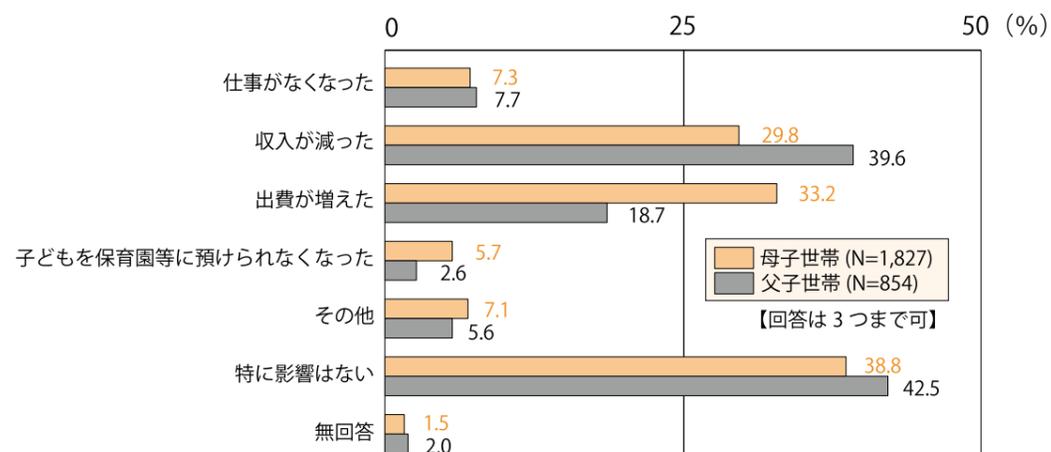


7. 新型コロナウイルス感染症による影響について

(1) 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症による生活などへの影響は、「特に影響はない」が母子世帯、父子世帯とも最も高くなっているが、影響があった項目としては、母子世帯では食費、光熱費の増加等の理由により「出費が増えた」(33.2%)が最も高く、次いで「収入が減った」(29.8%)、「仕事が無くなった」(7.3%)となっている。父子世帯では「収入が減った」(39.6%)が最も高く、次いで「出費が増えた」(18.7%)、「仕事が無くなった」(7.7%)となっている。

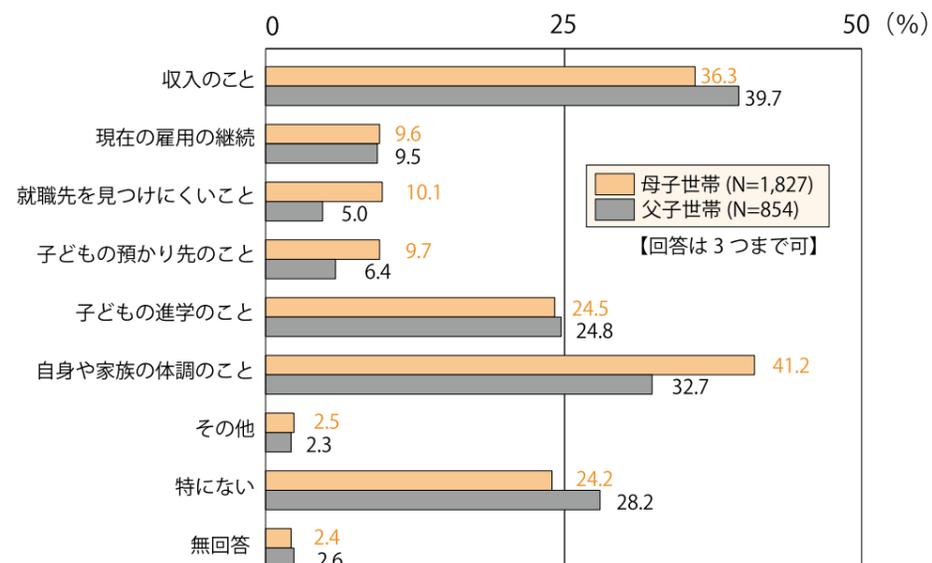
図II-17 新型コロナウイルス感染症による影響【複数回答】



(2) 新型コロナウイルス感染症により今後不安に思っていること

新型コロナウイルス感染症により今後不安に思っていることでは、母子世帯では「自身や家族の体調のこと」(41.2%)が最も高く、次いで「収入のこと」(36.3%)、「子どもの進学のこと」(24.5%)となっている。父子世帯では「収入のこと」(39.7%)が最も高く、次いで「自身や家族の体調のこと」(32.7%)、「子どもの進学のこと」(24.8%)となっている。

図II-18 新型コロナウイルス感染症により今後不安に思っていること【複数回答】

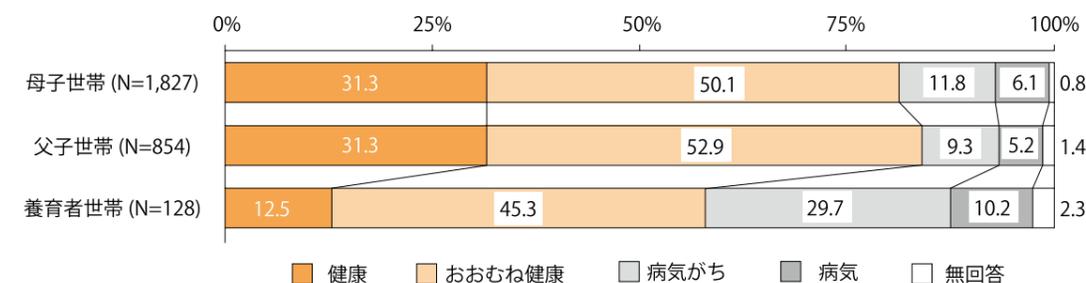


8. 健康状態

(1) 健康状態

母親、父親、養育者本人の健康状態について、「病気がち」「病気」を合わせた割合は母子世帯では17.9%、父子世帯では14.5%、養育者世帯では39.9%となっている。

図II-19 健康状態



(2) 病気のときの自身の身の回りの世話

母親・父親が病気のときの自身の身の回りの世話については、母子世帯、父子世帯ともに「子どもや家族」が4割を占め、次いで「実家や親せきの人」が高くなっている。父子世帯では、「世話をしてくれる人がいない」が20.4%で、母子世帯より5.0ポイント高くなっている。

表II-10 母親・父親が病気のときの自身の身の回りの世話 (%)

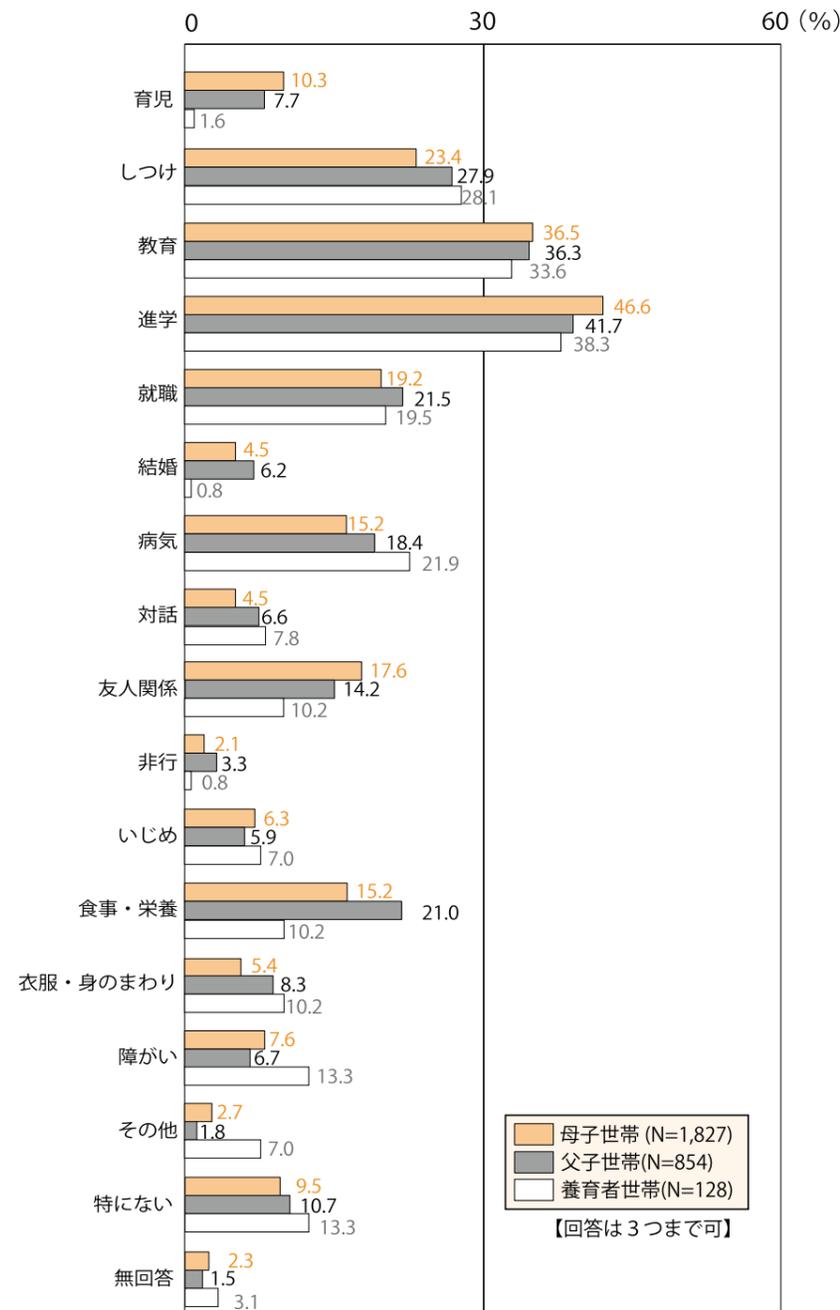
	標本数	子どもや家族	実家や親せきの人	友人・知人	介護人 (家庭生活支援員)	その他	世話をしてくれる人がいない	無回答
母子世帯	1,827	46.1	35.0	1.1	0.1	1.5	15.4	0.8
父子世帯	854	44.4	30.1	1.4	0.5	2.0	20.4	1.3

9. 子どもの状況

(1) 子どもについての悩み

子どもについての悩みでは、母子世帯、父子世帯、養育者世帯とも「進学」が最も多く、次いで「教育」であり、その他「しつけ」「就職」「病気」が大きな割合を占めている。

図Ⅱ-20 子どもについての悩み【複数回答】

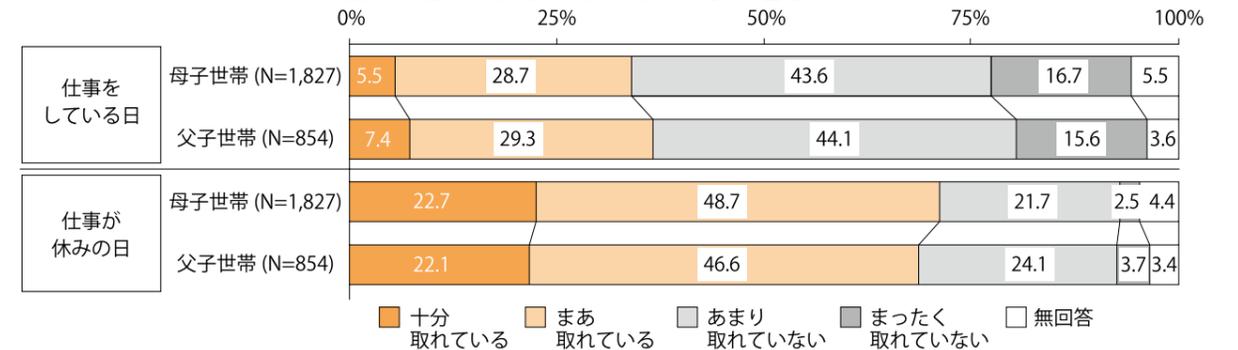


(2) 子どもと一緒に楽しく過ごす時間

子どもと一緒に楽しく過ごす時間が「十分取れている」「まあ取れている」を合わせた『取れている』は、仕事の日では母子世帯で34.2%、父子世帯で36.7%となり、どちらも3割台で大きな差はみられない。また、「あまり取れていない」「まったく取れていない」を合わせた『取れていない』は、母子世帯で60.3%、父子世帯で59.7%となっている。

一方、休みの日の『取れている』は、母子世帯で71.4%、父子世帯で68.7%となっている。

図Ⅱ-21 子どもと一緒に楽しく過ごす時間

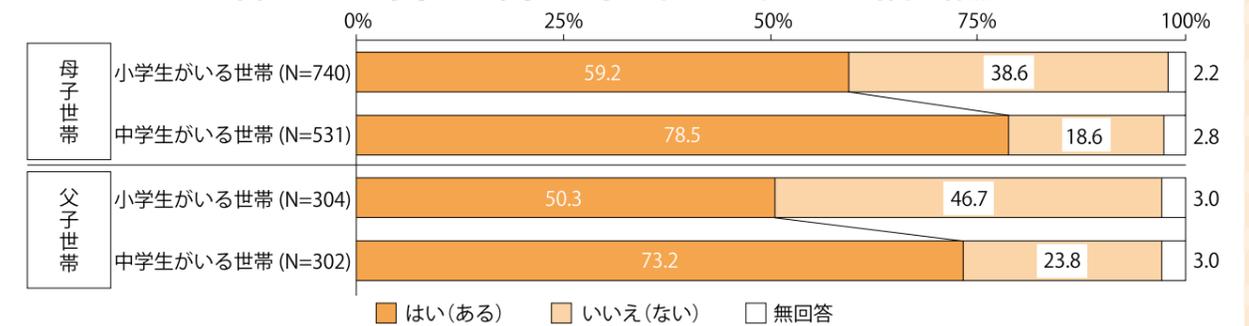


(3) 小学生・中学生の子どもがひとりになる時間

(ア) 子どもがひとりになる時間の有無

子どもがひとりになる時間があるとする割合は、小学生では母子世帯で59.2%、父子世帯で50.3%となっており、中学生では母子世帯で78.5%、父子世帯で73.2%と、小学生に比べて中学生の方が高くなっている。

図Ⅱ-22 小学生・中学生の子どもがひとりになる時間の有無

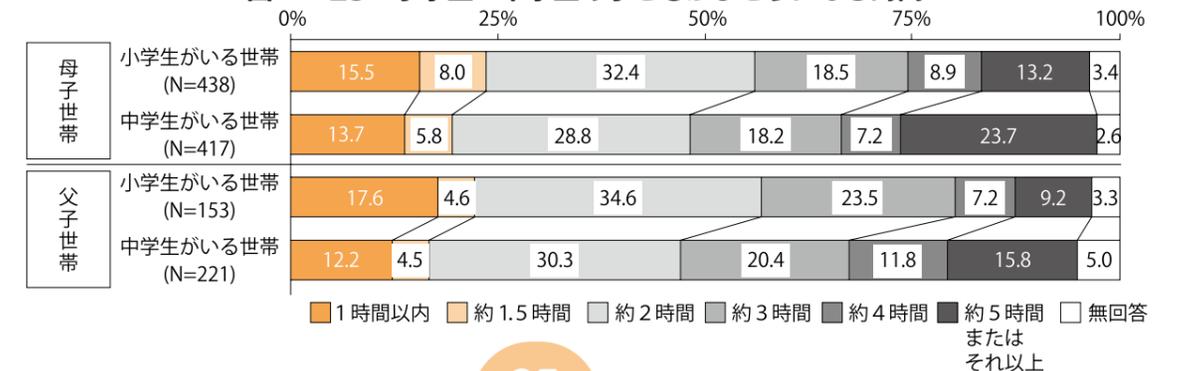


(イ) 子どもがひとりになる時間

1日のうち小学生の子どもがひとりになる時間数については、『2時間以内』と回答したのは、母子世帯は55.9%、父子世帯は56.8%となっている。また、「約5時間またはそれ以上」と回答したのは、母子世帯は13.2%、父子世帯は9.2%となっている。

中学生の子どもについても、『2時間以内』と回答したのは母子世帯が48.3%、父子世帯は47.0%となっている。また、「約5時間またはそれ以上」と回答したのは、母子世帯は23.7%、父子世帯は15.8%となっている。

図Ⅱ-23 小学生・中学生の子どもがひとりになる時間



10. 生活状況

(1) 家事の担当

世帯の中で炊事、掃除、洗濯などを主に担当している人は、母子世帯では「自分本人」(82.8%)が8割を占めており、「父母・義父母」は13.1%となっている。父子世帯では「自分本人」(61.9%)が6割を占めており、「父母・義父母」が28.6%となっている。

表II-11 家事の担当

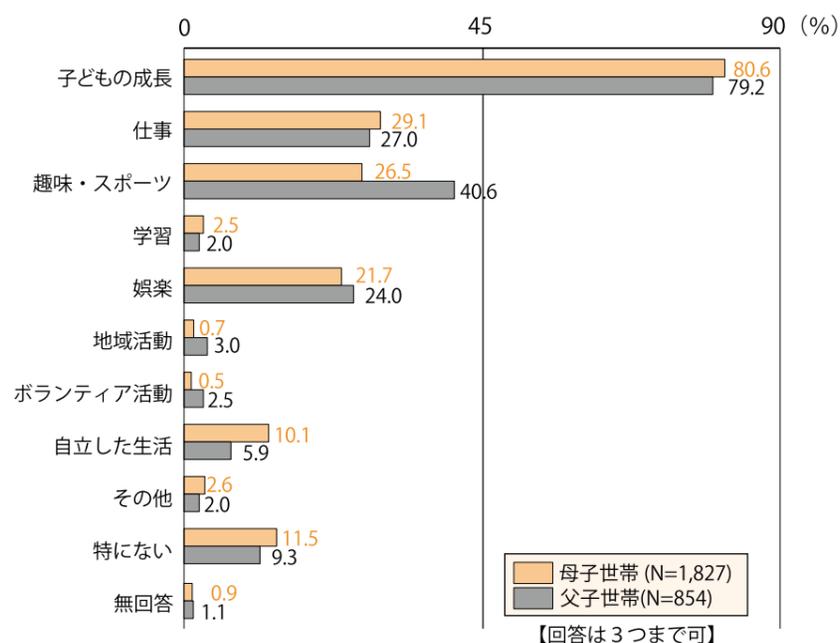
	標本数	自分本人	子ども	父母・義父母	祖父・祖母	兄弟姉妹	その他	無回答
母子世帯	1,827	82.8	0.3	13.1	1.8	0.1	1.2	0.7
父子世帯	854	61.9	1.8	28.6	4.3	0.5	2.5	0.5

(2) 生きがいの内容

毎日の生活で生きがいを感じることは、母子世帯、父子世帯とも「子どもの成長」が最も高く、母子世帯で80.6%、父子世帯で79.2%となっている。

このほか母子世帯では、「仕事」(29.1%)、「趣味・スポーツ」(26.5%)、「娯楽」(21.7%)と続き、父子世帯では「趣味・スポーツ」(40.6%)、「仕事」(27.0%)、「娯楽」(24.0%)が続いている。

図II-24 生きがいの内容【複数回答】

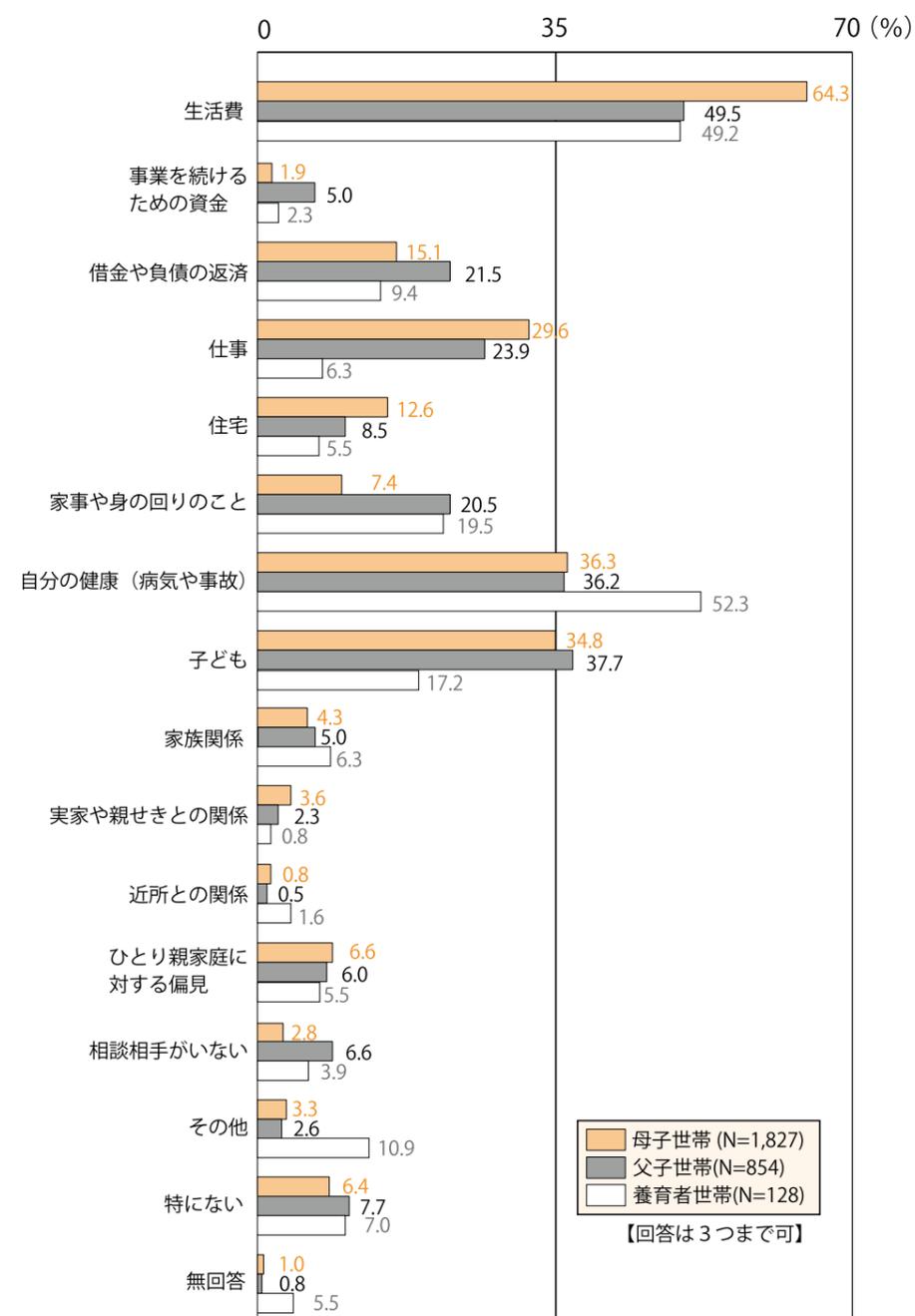


(3) 回答者の生活上の不安や悩み

生活上の不安や悩みでは母子世帯、父子世帯では「生活費」が最も高く、特に母子世帯では6割(64.3%)を占めており、母子世帯の生活上の大きな不安要素となっている。一方、養育者世帯では「自分の健康(病気や事故)」が最も高い。

また、生活費、自分の健康(病気や事故)、子ども以外では、母子世帯では「仕事」(29.6%)が他の世帯より高くなっており、父子世帯では「借金や負債の返済」(21.5%)や「家事や身の回りのこと」(20.5%)が高くなっている。

図II-25 生活上の不安や悩み【複数回答】



(4) 困った時の相談相手

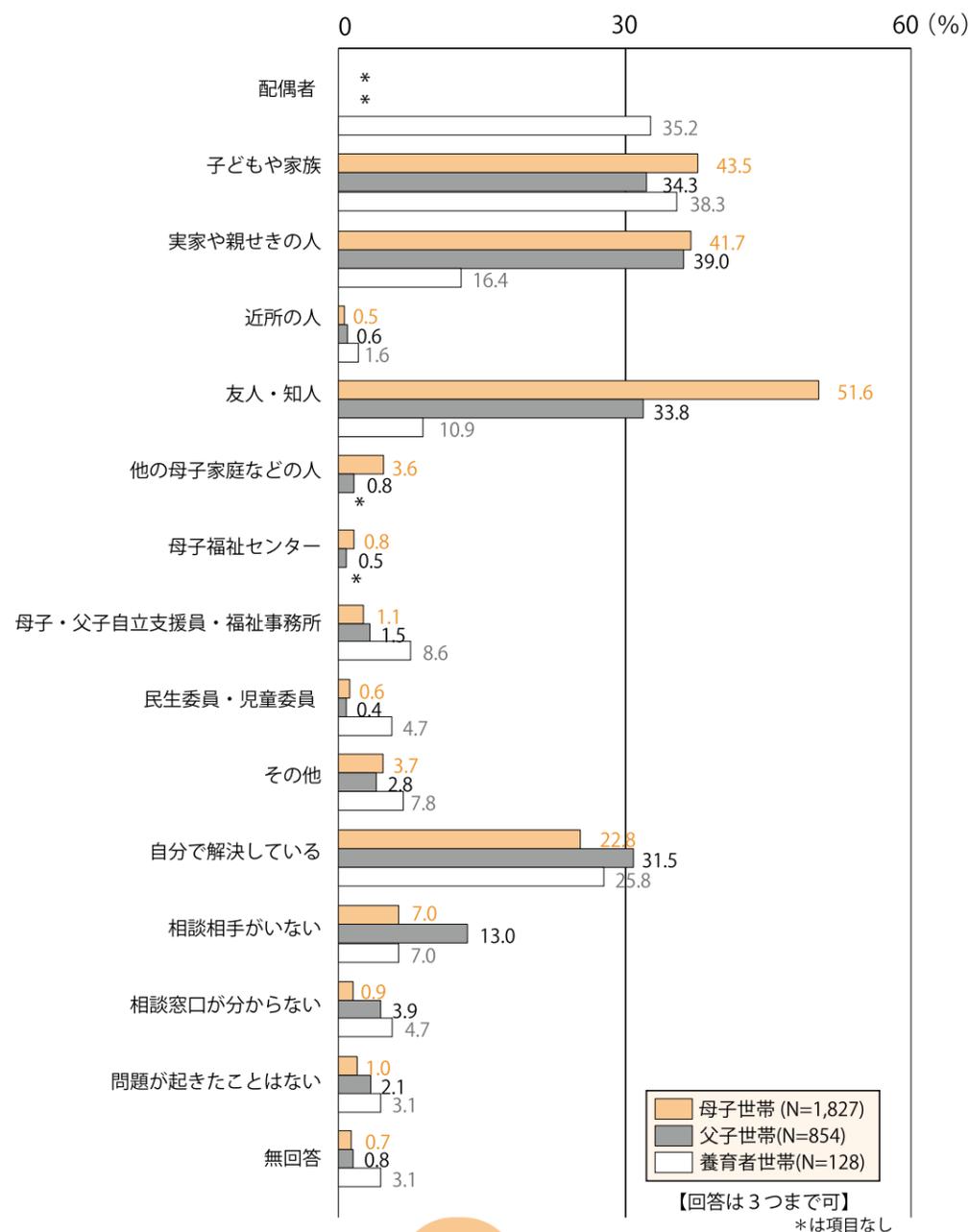
困った時の相談相手は、母子世帯では「友人・知人」(51.6%)が最も多く、次いで「子どもや家族」(43.5%)、「実家や親せきの人」(41.7%)が続いている。

父子世帯では「実家や親せきの人」(39.0%)が最も多く、次いで「子どもや家族」(34.3%)、「友人・知人」(33.8%)となっている。また、「自分で解決している」(31.5%)は母子世帯、養育者世帯に比べると高くなっている。

養育者世帯では、「子どもや家族」(38.3%)が最も多く、「配偶者」(35.2%)、「実家や親せきの人」(16.4%)となっている。

一方、「自分で解決している」「相談相手がない」「相談窓口が分からない」といった、困った時に相談していないと考えられるのは、母子世帯では30.7%、父子世帯では48.4%、養育者世帯では37.5%となっている。

図Ⅱ-26 困った時の相談相手【複数回答】

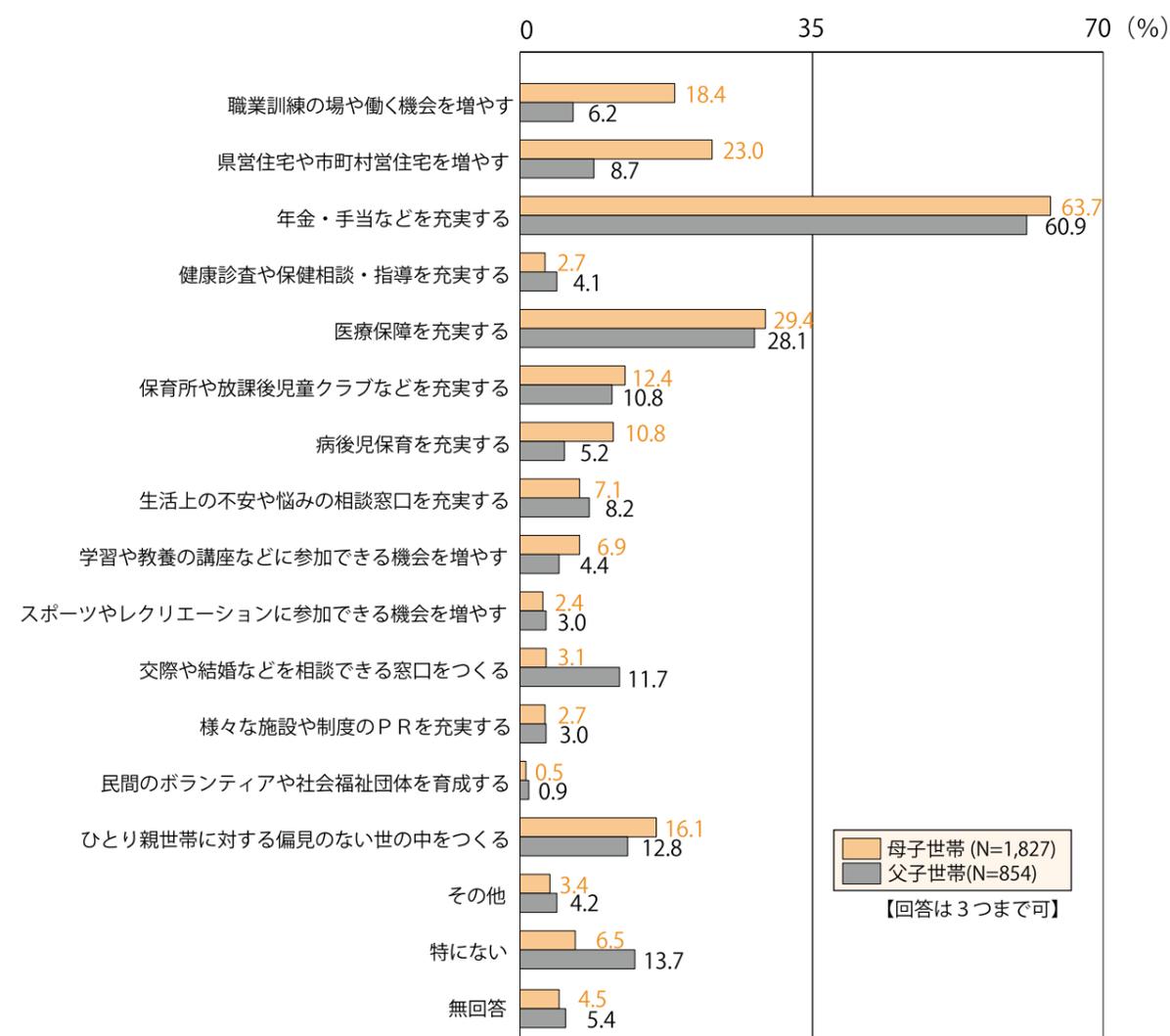


1.1. 行政機関に対する要望

国や県・市町村など行政機関に対する要望について、母子世帯では、「年金・手当などを充実する」(63.7%)が最も多く、次いで「医療保障を充実する」(29.4%)、「県営住宅や市町村営住宅を増やす」(23.0%)が続いている。

父子世帯では、「年金・手当などを充実する」(60.9%)が最も多く、次いで「医療保障を充実する」(28.1%)、「ひとり親世帯に対する偏見のない世の中をつくる」(12.8%)となっている。

図Ⅱ-27 行政機関に対する要望【複数回答】



令和3年度

福岡県ひとり親世帯等実態調査報告書 概要版

令和4年3月

発行／福岡県福祉労働部児童家庭課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話 092-643-3257

福岡県行政資料

分類記号 HB	所属コード 4600305
登録年度 03	登録番号 0002